監　査　公　表

監査公表第３号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第１項及び第４項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第９項の規定により次のとおり公表する。

令和８年３月３日

高知県監査委員　土森　正一
同　上治　堂司
同　奥村　陽子
同　五百藏　誠一

定期監査結果報告（令和７年度第３回）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第１項及び第４項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和２年高知県監査公表第７号）に準拠し監査を実施したので、定期監査の結果を下記のとおり報告する。

記

第１　監査の概要

１　監査の種類

地方自治法第199条第１項の規定による監査のうち同条第４項の定期監査

２　監査の対象

監査対象機関227機関（出先機関121機関を含む。）のうち出先機関77機関（別表１のとおり）

３　監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかとした。

４　監査の実施内容

令和６年度の業務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により、監査委員による監査及び事務局職員による監査を実施した。

また、工事監査については、土木工事及び建築等工事の専門知識を有する事業者に調査を委託し、実地調査等による方法により実施した。

第２　監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

実施機関別に是正又は改善を要する事務として、指摘事項及び注意事項としたものは、別表２のとおりであり、事務区分別では、別表３のとおりである。

なお、是正又は改善を要する事務のうち指摘事項としたものは、次のとおりである。

１　指摘事項

（１）　商工労働部中村高等技術学校

安全管理業務委託契約において、契約書に仕様書を添付していなかった。

これは、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第36条第１項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

（２）　土木部中央西土木事務所

河川占用許可において、土地占用料の収入調定を行っ

ていなかった。

これは、歳入徴収者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第154条第１項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた高知県会計規則（平成４年高知県規則第２号）第22条第１項の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

（３）　教育委員会図書館

令和６年度図書館情報システムＳＭＳ送信サービス保守委託業務外１件において、契約書に仕様書を添付していなかった。

これは、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則第36条第１項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

（４）　教育委員会高知丸の内高等学校

白灯油の購入において、予定価格が10万円を超えていたにもかかわらず見積書を徴していなかった。

これは、契約担当者は、随意契約によろうとするときは、見積書を徴さなければならないと定めた高知県契約規則第32条の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

２　意見

今回監査を実施した出先の77機関のうち35機関において、是正又は改善を要する不適切な事務処理が63件認められた。前年度と比較すると、機関数は８機関、件数は20件、それぞれ増加している。

また、前年度と比較して件数が減少したのは17機関、増加したのは30機関で、増減がなかったのは１機関、２年連続で適正に事務が行われていたのは29機関となっている。

事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足及び知識不足であり、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者は、その根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。

特に、河川占用許可に係る収入調定については、４年連続で指摘事項が発生していることから、土木部として、より実効性の高い再発防止策を検討されたい。

３　重点項目

（１）　工事監査

監査対象機関が実施する工事の中から土木工事及び建築等工事をそれぞれ選定し、次のとおり実施した。

ア　工事監査の対象

区分	機関名	工事の名称
土木工事	農業振興部幡多農業振興センター	入野地区地域ため池総合整備昭和池堤体改修工事
建築等工事	土木部建築課及び教育委員会事務局学校安全対策課	山田特別支援学校北舎棟他長寿命化改修主体工事 山田特別支援学校北舎棟他長寿命化改修電気設備工事 山田特別支援学校北舎棟他長寿命化改修機械設備工事

イ　監査の期間

令和７年７月10日から令和８年１月31日まで実施した。このうち、農業振興部幡多農業振興センターについては令和７年10月29日及び30日に、土木部建築課及び教育委員会事務局学校安全対策課については同月22日及び23日に現地調査を実施した。

ウ　監査の方法

今回の監査は、アの工事について、設計、施工、監理等が適切かつ効率的に行われているかどうかという観点から、協同組合総合技術士連合に調査を委託し、技術士の協力を得て実施した。

監査に当たっては、監査対象機関から提出された関係書類を照合し、関係職員から説明を聴取するとともに、現場における施工状況を調査した。

エ　監査の結果

設計、積算、契約、施工管理等の各段階における技術的事項の実施状況について書類調査及び現地調査を行った結果、おおむね適正に行われていた。

現地調査の過程において提案のあった意見に留意され、今後とも工事に関する事務の執行及び施工に万全を期されたい。

（２）　県単独補助金・委託料の執行について

本庁の各機関が実施する補助金及び委託料のうち、県の一般財源のみで実施されているもの（いわゆる「県単独事業」）について、事務手続が適正になされているかだけでなく、事業の執行が経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて、監査を行った。

監査対象は、補助金については補助事業者１件当たり100万円以上の交付を行ったもの（国庫補助事業の継足し補助、運営費補助、施設整備等に係る補助金を除く。）、委託料についてはその金額が50万円以上のもの（清掃業務等の定型的な委託業務や建設工事に関

する委託業務を除く。）とし、各機関で該当する補助金・委託料それぞれ１件を抽出した。

全体として、補助金41件、委託料68件について監査を行った結果、おおむね適正に事業が執行されていた。

引き続き、経済的、効率的かつ効果的な事業の執行に努められたい。

別表１（監査対象機関）

機関名		
知事部局	**総合企画部**	
		東京事務所
		総合企画部　１機関
	総務部	
		公文書館
		安芸県税事務所
		中央東県税事務所
		中央西県税事務所
		須崎県税事務所
		幡多県税事務所
		総務部　６機関
	健康政策部	
		中央東福祉保健所
		健康政策部　１機関
	子ども・福祉政策部	
		療育福祉センター
		中央児童相談所
		子ども・福祉政策部　２機関
	産業振興推進部	
		大阪事務所
		名古屋事務所
		産業振興推進部　２機関
	商工労働部	
		工業技術センター
		海洋深層水研究所
		中村高等技術学校
		商工労働部　３機関
	農業振興部	
		中央東農業振興センター
		農業大学校
		農業担い手育成センター
		農業振興部　３機関
	林業振興・環境部	
		森林技術センター
		安芸林業事務所
		中央東林業事務所
		幡多林業事務所
		林業大学校
		林業振興・環境部　５機関

機関名		
知事部局	**土木部**	
		安芸土木事務所
		中央東土木事務所
		高知土木事務所
		中央西土木事務所
		須崎土木事務所
		幡多土木事務所
		土木部　６機関
教育委員会	**教育委員会**	
		東部教育事務所
		図書館
		幡多青少年の家
		室戸高等学校
		中芸高等学校
		県立安芸中学校
		安芸高等学校
		城山高等学校
		山田高等学校
		嶺北高等学校
		高知農業高等学校
		高知東工業高等学校
		岡豊高等学校
		高知東高等学校
		高知工業高等学校
		高知追手前高等学校
		高知丸の内高等学校
		高知小津高等学校
		高知北高等学校
		県立高知国際中学校
		高知国際高等学校
		伊野商業高等学校
		高岡高等学校
		高知海洋高等学校
		須崎総合高等学校
		佐川高等学校
		檮原高等学校
		四万十高等学校
		大方高等学校
		幡多農業高等学校

機関名		
教育委員会	**教育委員会**	
		県立中村中学校
		中村高等学校
		宿毛高等学校
		清水高等学校
		山田特別支援学校
		高知江の口特別支援学校
		日高特別支援学校
		中村特別支援学校
		教育委員会　38機関
警察本部	**警察本部**	
		高知警察署
		高知南警察署
		高知東警察署
		室戸警察署
		安芸警察署
		南国警察署
		土佐警察署
		佐川警察署
		中村警察署
		宿毛警察署
		警察本部　10機関
合計　77機関		

別表2（実施機関別の指摘事項及び注意事項）

（　）：指摘事項の件数で内数

	機関名	事務区分								参考	
		共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	計	令和６年度	増減
知事部局	**総合企画部**									**1**	**△1**
	東京事務所									1	△1
	総務部			**3**	**1**				**4**	**1**	**3**
	公文書館				1				1		1
	安芸県税事務所									1	△1
	中央東県税事務所			2					2		2
	中央西県税事務所			1					1		1
	須崎県税事務所										
	幡多県税事務所										
	健康政策部				**2**				**2**	**1**	**1**
	中央東福祉保健所				2				2	1	1
	子ども・福祉政策部			**3**			**1**		**4**	**1**	**3**
	療育福祉センター			1			1		2	1	1
	中央児童相談所			2					2		2
	産業振興推進部			**2**	**2**				**4**	**4**	
	大阪事務所			2	1				3	1	2
	名古屋事務所				1				1	3	△2
	商工労働部				**2 (1)**		**1**		**3 (1)**	**3 (1)**	
	工業技術センター				1		1		2	1	1
	海洋深層水研究所									2 (1)	△2
	中村高等技術学校				1 (1)				1 (1)		1
	農業振興部			**1**				**1**	**2**		**2**
	中央東農業振興センター			1				1	2		2
	農業大学校										
	農業担い手育成センター										
	林業振興・環境部				**1**		**2**	**1**	**4**		**4**
	森林技術センター				1				1		1
	安芸林業事務所										
	中央東林業事務所						1	1	2		2
	幡多林業事務所										
	林業大学校						1		1		1
	土木部		**4 (1)**	**4**	**2**			**6**	**16 (1)**	**17 (1)**	**△1**
	安芸土木事務所		1	3	1			2	7	4	3
	中央東土木事務所				1				1	3	△2
	高知土木事務所		1	1					2	4	△2
	中央西土木事務所		2 (1)					2	4 (1)	3 (1)	1

（　）：指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分								参考	
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	計	令和６年度	増減
須崎土木事務所							2	2	1	1
幡多土木事務所									2	△2
教育委員会	**1**	**2**	**7**	**8　(2)**		**1**		**19　(2)**	**15**	**4**
東部教育事務所										
図書館				1 (1)				1 (1)		1
幡多青少年の家										
室戸高等学校										
中芸高等学校										
県立安芸中学校									1	△1
安芸高等学校			1	1				2		2
城山高等学校										
山田高等学校									1	△1
嶺北高等学校										
高知農業高等学校										
高知東工業高等学校										
岡豊高等学校										
高知東高等学校										
高知工業高等学校										
高知追手前高等学校									1	△1
高知丸の内高等学校				1 (1)				1 (1)		1
高知小津高等学校			1					1	3	△2
高知北高等学校									1	△1
県立高知国際中学校			1					1		1
高知国際高等学校									1	△1
伊野商業高等学校		1		1				2	1	1
高岡高等学校										
高知海洋高等学校			1					1	1	
須崎総合高等学校									1	△1
佐川高等学校									1	△1
檮原高等学校			2	1				3	1	2
四万十高等学校	1	1	1	2				5		5
大方高等学校										
幡多農業高等学校										
県立中村中学校						1		1		1
中村高等学校										
宿毛高等学校										
清水高等学校										

（　）：指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分								参考	
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	計	令和６年度	増減
山田特別支援学校									1	△1
高知江の口特別支援学校				1				1		1
日高特別支援学校									1	△1
中村特別支援学校										
警察本部		**1**	**2**			**2**		**5**		**5**
高知警察署										
高知南警察署						1		1		1
高知東警察署										
室戸警察署										
安芸警察署			1					1		1
南国警察署										
土佐警察署										
佐川警察署			1					1		1
中村警察署						1		1		1
宿毛警察署		1						1		1
計	**1**	**7　(1)**	**22**	**18　(3)**	**0**	**7**	**8**	**63　(4)**	**43　(2)**	**20**

別表３（事務区分別の指摘事項及び注意事項）

事　務　区　分	指摘事項	注意事項	合計		主　な　事　例
	件　数	件　数	件　数	割合(%)	
共通	0	1	1	1.6	・収入調定書の亡失
収入事務	1	6	7	11.1	・収入調定漏れ ・収入調定額の誤り　等
支出事務	0	22	22	34.9	・通勤手当の支給の誤り ・経費支出伺の作成の遅延 ・支払証発行管理簿の押印誤り ・支出命令日の誤り　等
契約事務	3	15	18	28.6	・契約書への仕様書の添付漏れ ・検認漏れ ・予定価格調書における端数処理の誤り　等
補助金の交付に関する事務	0	0	0	―	
財産・物品等管理事務	0	7	7	11.1	・郵便切手類等出納簿の記載漏れ、押印漏れ　等
土木・建築工事に関する事務	0	8	8	12.7	・工事成績評定の算定の誤り ・中間検査の未実施 ・検査命令権者の誤り　等
計	4	59	63	100.0	
参考（令和６年度）	2	41	43	―	